

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第1回）

1. 開会（午後7時）

【企画調整課長】 ただいまから武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第1回を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。本懇談会の事務局を務めます、総合政策部企画調整課長の樋爪と申します。本日は第1回ということで、後ほど委員の皆様の互選で座長を決めていただきますが、座長が決まるまで、私が進行いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、皆様に本懇談会の委員にご就任いただく上での委嘱状を机の上に配付しておりますので、内容についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

それから、懇談会の実施に際してのお願いですが、会場には会議録用のマイクをセッティングしており、記録のために、録音と適宜写真の撮影をさせていただく予定ですので、あらかじめご了承ください。

2. 市長挨拶

【市長】 皆様、こんばんは。市長の邑上です。11月もそろそろ終わりということで、もう12月、今年もあと1カ月ですね。年末のお忙しいときに委員に就任いただきまして、ありがとうございます。委嘱状は、失礼ながら机の上に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願いたします。

自治基本条例というのは、名称はまだ定まっていませんが、私が市長になったときの大きな公約の1つでございました。何でそんなに時間がかかっているんだというさまざまなご意見があるかと思いますが、自治基本条例をつくるというのが目的ではなくて、四十数年前の武蔵野市の第一期長期計画で市民自治ということを標榜しておりましたので、代々の市長さんたちがそれをもとに自治を前進してきたものだと思いますし、私も自分なりに市民参加手法をふやして、市民自治の前進を図るべき努力をしてきたつもりでございます。

しかし、地方分権が進む中、やはり我々がどのような自治を目指していくのか、それは明らかにしなければいけないし、その手法についても、武蔵野市として確立をしていかなければいけないのではないかなと思っています。その都度その都度やり方が変わるのではなくて、強い信念を持って武蔵野市の市民自治を確立していくんだ、そのようなことで自治基本条例が必要ではないかなと思っておるところでございます。

地方分権改革、あるいは最近ですと地方創生ということの中で、ややもすれば国があまりにもメニューをつくり過ぎて、我々の縛りもちょっとあるのですが、しかし、我々の自由な政策というのが、このところ結構発展してきたのではないかなと思っています。それと裏腹に、同時に、当然のことながら、責任が自治体にのしかかっているわけございまして、その自治体にのしかかっている責任も、基本的には二元代表制で対応していかなければいけないと思っております。

少々時間がかかっておりますのは、私は、どうせつくるなら、オール武蔵野で、その二元代表制をきちんと明確化した地方自治のあり方を武蔵野で確立して、それを条例化すべきではないかなということで議会にもお願いをし、懇談会ということではございますが議員の2名の方に参加をいただけることになりました。他都市ではこの仕組みはなかなかないのではないかなと思っております。自治基本条例といえ、全国でも300以上あるのでしょうか、都内でも結構な自治体であるので、新しい取り組みではございません。ひょっとしたら一周おくれかもしれません。しかし、我々ならではの自治のあり方をここで考え、明確化していくことが他市にとっても大変参考にしていただけるものだと思っておりますので、そのような気概で武蔵野市の新しい自治のあり方をルール化する、条例化することに皆様方のお知恵をぜひおかりしたいと思っております。

基本的な枠組み等についてはこれからでございますが、今まで武蔵野が培ってきた参加の仕組みだとか公開の仕組みを明確化することが必要でありますし、何よりも、先ほど申し上げました二元代表制、議会と市長の役割と責任を武蔵野市的には一体どう規定すべきなのか、そういうことを中心とした条例ではないかなと思っておりますので、ぜひそのような趣旨でお力添えいただきたいと思っております。

今回は西尾先生、新村先生、天野先生、ご専門の先生に参加いただくことができました。いずれの先生も武蔵野市プラス隣の町にお住まいでございますので、地域を十分に存じ上げていらっしゃるんじゃないかなと思います。また、公募という形で市民委員の方に参加をいただきました。応募者多数でございましたけれども、厳正な作文審査を行わせていただきまして、2名の方をお願いすることになりました。議会からは副議長の小美濃議員と、議会運営委員会の委員長である落合議員に参加いただきました。そして、2人の副市長も参加させていただいておりますので、私としてはベストの懇談会のメンバーになったのではないかなと思います。

ただ、ここだけで議論するというのではなくて、この議論の過程で、参加型のやり方も取り入れていただければ、武蔵野らしくなるんじゃないかなと思います。どういうやり方かというのは、私もまだ決めてございません。それは皆さん方でご相談いただければいいと思っておりますので、この議論の仕組み、やり方自体が自治基本条例の中に反映するような検討の仕組みを、皆さん方でご議論いただければありがたいと思っております。

想定では来年の8月ぐらいまでに何らかの形でご提言いただければありがたいと思っておりますので、タイトなスケジュールだと思いますが、ご健康に留意されて、お力添えいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員自己紹介

【天野委員】 天野でございます。私は19年前まで市の職員で、2人の副市長のことも良く知っています。その後、岩手県立大学に行きまして、現職中は法規担当を10年やっておりました。実は、条例をつくることは私の最も得意中の得意の分野でございます。明日からは青森で法令の読み方、条例のつくり方の研修、来週は六ヶ所村でもやはり自治基本条例の動きがございまして、そこで議員さんを対象に研修をやります。今のところ、条例づくりで各市の相談

を受けたりしています。武蔵野市で 10 年以上、法規担当をやっていました。武蔵野市の情報公開条例は私の原案です。情報公開検討委員会のときに講師で来ていただいたのが西尾先生です。そのほかに環境条例をやって、岩手では個人情報保護条例を、検討委員会から全てやりました。その後、岩手では委員会の委員長として 2～3 年前までやっていました。いずれにしても、条例をつくる、あるいは法令を見るのが専門ですから、一番得意な分野、さらに、昭和 18 年からずっと武蔵野に住んでいましたので、武蔵野のことは十分知っています。よろしくお願ひします。

【新村委員】 成蹊大学法科大学院で憲法を担当しております新村でございます。学識経験者といひますか、私が専門に研究したことが「自治権について」といひこともございまして、このようなお話を頂戴したのかと思ひます。自治権の、特に市民の自治や住民投票などを中心に研究をさせていたひてお願ひします。

そのような私の知識もお役に立てればと思ひのですが、この 7 年間、武蔵野市の市民として生活する中で、2 歳と 7 歳の子どもがお願ひしますので、保育園の問題であるとか小学校の問題であるとか地域の方々との交流、さらに育児と仕事を両立させていく中で知った行政サービス等、色々なことを経験させて頂きました。武蔵野市では老いも若きも含めた市民の力が非常に活発に展開されていることを実感しております。市民としての視点からの私のささやかな意見も、この懇談会の席で何らかの形で反映できれば嬉しく存じます。私よりもこの分野でのご経験も知識も豊富な皆様のお力に頼ることの方が多く、本当に微々たることしかお力にはなれないかと思ひますけれども、この機会にいろいろと勉強させていただきまして、せめてたくさんお世話になっている武蔵野市のために何らかの貢献ができればと思ひてお願ひします。1 年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

【西尾委員】 西尾勝でございます。私は武蔵野生まれで、武蔵野第四小学校を卒業し、武蔵野第一中学校を卒業し、今日まで武蔵野で暮らしてまいりました。途中、昭和 19 年から戦後の昭和 24 年まで通算 5 年間ほど、戦時疎開で家族の郷里である滋賀県の彦根に引っ込みましたので、その 5 年間だけが武蔵野にいなかった年になります。

大学を出ましてから、すぐ東京大学法学部で助手、助教授、教授と来て、60 で定年になりまして、その後 7 年間、国際基督教大学でお世話になりましたので、67 までは大学教師をしていました。専攻は行政学と都市行政学という分野なのですが、それからは財団法人の経営者のような形で今に至っております。現在は、マイナンバーカードの発行を担う地方公共団体情報システム機構の理事長をしてお願ひします。

私の 20 代は専ら研究者としての基礎を固めるためにひたすら書籍にのっとなって勉強した、私にとっては原始的蓄積時代だったんだらうと思ひのですが、30 代早々から武蔵野市に市民参加しろと言われまして、30 代から 40 代は武蔵野市政にどっぷりと浸かって、武蔵野方式の市民参加なるものを体験させられました。これは私にとって大変貴重な経験でございました。その後、45 歳から 55 歳ぐらいの 10 年間は、研究室主任とか大学院研究科の合同会議

主任とか、学部長を補佐する評議員、そして学部長と、大学の中の管理職をやらされまして、当時、大学改革が進行していたのですが、その嵐に巻き込まれておりました。その後、学部長を退任しました 50 代の後半から 75 歳ぐらいまで、今度は国のほうで行われた地方分権改革に完全に取り込まれまして、約 20 年間、地方分権改革に従事し続けてきたということでございます。

武蔵野のかかわりは、50 前で一遍切れているのですけれども、その後、東京大学から国際基督教大学に移ったところに、境の武蔵野プレイスをどういう施設にしたらいいだろうかという大もとの懇談会の座長をお引き受けして、参画したのが最後の機会でありました。それ以来、十何年か、武蔵野市政から離れておりますので、武蔵野市政がどんな雰囲気かというのが全くわからなくなっています。これからまた改めてよく勉強して、この市にふさわしいものをつくりたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

【太田委員】 太田早苗と申します。市民として、この懇談会に参加させていただくことになりまして、とてもありがたく思っております。

私は、結婚して武蔵野市に住み始めました。35 年ぐらい前になりまして、5 年ほど海外に転勤していたのを除けば、ずっと武蔵野市に住んでいます。何もわからないところから生活を始めて、この武蔵野市で少しは成長してきたのではないかなと思っています。ただ、住み始めたときは、社宅に暮らしておりまして、そこで生活が完結していたみたいな感じで、市政とか自治とかというのには全く無関心で過ごしておりました。そして、転勤から帰ってきました、子どももある程度大きくなって、幼稚園や小学校に通うようになって、地域の方ともかかわるようになって、市政とか地域というものも少し身近なものになってきたような気がします。

今、中町に住んでおります。たまたま夫の実家が武蔵野市で、実家は今は夫の母しかいないんですけれども、隣に住んでいます。子育てと、親が高齢になったということもありまして、またその段階で地域というものも改めて感じるようになってきたところです。例えば、母はムーバスとかテンミリオンハウスにお世話になっています。そういうところで地域がより身近になってきましたし、市のサービスというものにもありがたみをさらに深く感じるようになっていくところです。

もう 1 つ、市とのかかわり合いで言えば、私は武蔵野市国際交流協会に参加しておりまして、そこでいろいろな活動をする中で、また市というものがすごく身近になりました。外国人の支援が中心なんですけれども、外国人といっても住民という視点から見ると、市政も、私たちの生活の中では気がつかないところも出てくるような気がします。市の職員の方、副市長にお世話になっておりますが、そういうところからもまた身近に感じるようになりました。そういう関係が深まる中で、私でも何かお役に立てれば、とてもありがたいと思っています。何もわかりませんが、皆様とお話しする中で理解を深めて、少しでも貢献ができればいいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中村委員】 このたび、市民委員としてかかわらせていただくことになりました吉祥寺北町

在住の中村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私は、大学卒業までは隣の三鷹市で育ちまして、その後、杉並区、そして2年前に武蔵野市に引っ越してまいりました。現在は会社員で、平日の日中はほとんど市内にはいないというのが現状ではあるのですが、祖父母が武蔵野市民だったということもありまして、小さいころからちょくちょく通っていて、愛着も、関心もあって、このたび募集を拝見し、応募いたしました。

私としては、自治基本条例はこれから新しくつくるものということで、年齢的にも、市民歴としてもまだまだ若手なんですけれども、だからこそ感じていることですか、これからこんなふうになっていったらいいな、そういった思いを共有させていただいて、何かしらの形で私も武蔵野市にかかわっていったらいいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小美濃委員】 小美濃安弘と申します。ただいま議会で副議長というお役を頂戴いたしまして、議会運営にかかわらせていただいております。

小美濃というのは珍しい名前ですね。でも、吉祥寺東町とか南町あたりには結構いる一族でございます。吉祥寺というと、振り袖火事から逃げてきた人たちでつくられた町という話がよくあるのですが、調べると、どうも私どもはそれよりちょっと前に、吉祥寺という名前がある前から住んでいたようでございまして、ずっと武蔵野市で農家をやりながら私どもの先祖は暮らしておりました。

私は平成7年に市議会初当選をさせていただきまして、7年、11年と市議会議員をやらせていただきました。平成13年に、私の政治の師匠である井口秀男先生という都議会議員がご勇退をされるということで、平成13年から1期だけ、都議会も経験させていただきました。その後、落選をいたしまして、もう政治はやめちゃおうかなと思ったんですけども、地域の方々に「もう一回頑張りなさいよ」と尻をたたかれまして、また出戻りで、市議会に平成23年に帰ってまいりました。帰ってから2期務めておりますので、市議会としては4期目ということになります。

市議会の前は、実はハウスメーカーに勤めておりまして、設計、現場監督と、9年間サラリーマンの経験をさせていただきました。大学も理系だったものですから、どちらかというと事務系よりも技術系の立場で今まで過ごさせていただいております。

今回、懇談会のメンバーにならせていただいたということで、実は議会の中でもさまざま議論がありました。2名出すということは決まったんですけども、じゃ、誰が行くんだということになりまして、議会を代表するなら正副議長だろうという話もあったんですけども、議長というのは実は大変忙しく、皆様方と日程を合わせるのもなかなか大変で、副議長ということになりまして、今お隣にいる落合さんとともに、2人で参加をさせていただくことになりました。今回、いろいろなことでまたご指導いただけたと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【落合委員】 落合でございます。私は今、議会運営委員会の委員長を務めております。前期

ですけれども、ちょうど小美濃副議長の直前の副議長もさせていただいておりました。

私も今、議員としては3期目なんですけれども、議員になる前は電気工事の設計の仕事をしておりました。18年余りだったのですけれども、半分は国内のプラント、発電所とかそういったところが主で、後半は海外の物件を扱うのが主になっておりました。その中で、一番長くいたのがミャンマーという国です。あの当時はまだ政治というものをよくわかってはいなかったのですけれども、非常にショックを受けたのが、きのう田んぼだったところが翌日行ったら道路になっている。いつの間にこれが決まったんだという話をしたら「国が勝手にやったんだ」、そういう感じだったのです。政治体制が違うと、ここまで違うものなのかなということも感じました。また、ほかにイスラム圏にも行きましたし、南米も行きましたし、それぞれ政治体制が違うと、これだけ市民生活に影響を及ぼすのかということを感じてきました。

私は、生まれは府中なんですけれども、3歳から武蔵野におりまして、南町に両親も住んでいます。結婚してここで住むことがなかなかできず、家賃が高かったのですけれども、探して探してようやくたどり着いたところが三鷹市だった。三鷹市に約18年住んでいたのです。そういった部分では、我々の日々の生活をどうやって支えていくのかな、それも漠然と思いつながら、今、市議会議員として、市民の皆様方に本当に役に立つ政治というのは何なんだろうかといったことを考え、活動させていただいているところでございます。

今、ちょうど議会の中でも議会基本条例を策定しようということで、さまざま検討を進めている最中ではございまして、実質的にはまだこれからという状況ではあるのですけれども、私が所管しております議会運営委員会の中でこの議論を進めていくという動きになっております。今回、自治基本条例に関しては、議会とのかかわり合いだとかも非常に密接になってくる。そういった意味も含めて、今回、小美濃副議長とともに出席をさせていただいている、そのように理解をしているところでございます。先生方、また、市民の代表の方からもいろいろとご意見をいただきながら、よりよい、武蔵野らしい条例づくりができれば、そんなことを考えながらこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【五十嵐委員】 副市長の五十嵐と申します。私自身は昭和52年に市の職員になりまして、天野先生にも大変厳しいご指導をいただいたことはいまだに覚えております。おかげさまで、今ここで仕事をしているわけでございます。副市長になりまして、3年でございます。

市民歴といたしましては、小学校5年生ぐらいのときに引っ越してまいりまして、緑町の都営住宅におりました。武蔵野第四中学校を卒業して、この市役所に就職するころまでは住んでいたのですが、就職して以降、今は国分寺市というところ、ちょっと近くに引っ越してしまっております。市の職員として、そして現在、副市長として、この自治基本条例の取り組みに、皆様方のご意見を頂戴しながら頑張りたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

【堀井委員】 こんばんは。副市長の堀井でございます。私は副市長になりまして間もなく2年ということでございます。来月で還暦を迎える年齢でございます。先ほど天野先生からご紹介

介がありましたように、いろいろないきさつがございまして、天野先生はいつも頭が上がらないような先輩でございます。しかし、こういう仕事を仰せつかりましたので、武蔵野市民のためになるようなことを一生懸命頑張っていきたいと思っております。

現場を預かる身としても、この市民参加はいろいろ考えるところがございます、いろんな面で、うまくいかないときもありますし、市民にとっても、また、行政側にとってもストレスになるようなこともあります。この懇談会で、先輩のご意見を頂戴しながら、きちんとした道筋がつけられればいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 事務局紹介

(総合政策部長、企画調整課長以下5名の企画調整課職員と、7名のワーキングメンバーが紹介された。ワーキングメンバーは2名欠席)

(市長、退席)

5. 議事

(1) 座長及び副座長選出と挨拶

(企画調整課長が、資料2「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会設置要綱」について説明した後、互選により、西尾委員が座長に選出された。)

(西尾座長の指名により、天野委員が副座長に選出された。)

【座長】 私は地方自治制度については随分勉強してきたつもりですがけれども、決してこの自治基本条例の専門家ではございません。これの普及のために努力した研究者たちは、ほかに何人も、はるかにたくさんいらっしゃいます。

私がこの自治基本条例に関与したのは、国際基督教大学に勤めておりましたときに、当時の三鷹市長から強く要請されまして、三鷹で自治基本条例をつくるための研究会の座長をしてほしいと頼まれた。私は「自分が住んでいるところの自治体のことには参加するけれども、住んでいないところにはしないことにしています」と言って、三鷹の要請を強く辞退したのですが、**「三鷹市の伝統から言うと、あなたも市民です。ここに勤め先があって、ここに勤めに来る勤務市民です。通勤市民も市民と扱っている。仮に勤め先が三鷹市でなかったとしても、三鷹市において何らかの活動をする人は市民として扱う。それが三鷹市の伝統だ」ということで、引き受けました。唯一そのときに自治基本条例づくりにかかわったというのみです。その縁で幾つかの市で自治基本条例の意義などについて講演したことはありますけれども、それ以来、あまり真剣に考えたことがないということでございます。どこまでお役が務まるかわかりませんが、武蔵野のことですから、最善を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。**

【副座長】 先ほども自己紹介しましたとおり、私はもともとが武蔵野の職員で、生まれは山梨なんですけれども、2歳から武蔵野にいまして、二小、それから三小、武蔵野三中を出まし

て、役所に入って、結婚して小金井に行った。したがって、先ほども西尾先生は三鷹市の委員を引き受けるとき在住じゃないが、在勤でと言っていました。私も武蔵野市在住ではなくて、3年前に知的発達支援のNPO法人を武蔵野の境南町につくりました。そこの活動で今、理事長をやっています。したがって、先ほど西尾先生が言われました在勤ということになりますと、委員資格の在住、在勤で合致します。そのうち、NPOの知的発達支援について、そちら側の事務局のほうにもお伺いしますので、その際はぜひよろしくお願ひしたいと思います。特に今、知的発達支援とか障害者本人の制度は比較的あるのですけれども、その親御さんの制度がちょっと欠けているとか、ぎりぎりの、ボーダーラインの制度ですから、こういうのも含めてそこをちょっとご相談していきたいかなということ踏まえながら、この委員会も身を入れてしっかりとやりたいと思います。

もう1つ、あしたから3～4日、青森へ行くのですが、青森県の町で今、自治基本条例をつくっています。もう3年目です。私は相談というつもりで入ったら、実は担当で、今、一条一句の作成に携わっています。そんなことで、ここでも少しはお役に立てるかなということで、協力をしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

(2) 傍聴の可否、議事録の公開非公開について

(企画調整課長の説明を受け、以下のとおり決定した。)

- ・懇談会は、原則公開とする。
 - ・懇談会の傍聴を認める。
 - ・議事録は各委員が確認したうえで公開とする。
- 発言者は座長、副座長、A委員、B委員と表記する。

(傍聴者、入室)

(3) これまでの経過について

(資料6及び7について事務局より説明)

【座長】 ただいま事務局から説明のあったこれまでの検討経過について、ご質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

(4) 各委員から自治基本条例についてのご意見

【座長】 これから、自治基本条例(仮称)の骨子案について議論していくにあたりまして、ここで各委員から自治基本条例についてのお考えや思いなどについて、ご自由にご発言いただければと思います。目安としては、お1人2～3分でお願ひしたいと思います。

【A委員】 私も基本条例の根本的な考え方を理解しているかどうかは、ちょっと心もとないところがございますが、今のご説明からいただいたところでは、条例の類型で「理念型」と「運営型」の二者択一で考えれば、武蔵野市という強力な市民力を持っている自治体としては

「運営型」の、そのなかでも「総合型」という形を目指すべきではないかと考えております。

武蔵野市の市民の方は、さまざまな市民の活動を積極的に行っているという点から市民の意識の高さが窺われます。自治体のかたちとして「二元代表型」ということが理念上はありますが、首長と議会が全ての市民の意見を代表しているわけではないという現実もあるかと思えます。実際、近年では、国政あるいは都議会などでも、選挙における投票権の「1票の価値」という形で問題になっているように、国民あるいは市民の意見が議会にストレートには反映されていないということもございます。行政のあり方、自治体の政治のあり方で申しまして、首長と議会は、なくてはならない存在であるのですけれども、さらにもう1つ、「市民」という第三のカテゴリーという要素を打ち出す形での条例づくりを、非常に漠然とした形ではありますけれども、イメージとして持っております。このイメージが、諸先生方、委員の方々との話し合いの中で具体化されればよいのかと考えております。

【B委員】 私は、資料をいただいて、概要がわかったような次第でして、考え方というよりは、思いということでお話しさせていただきます。

資料を拝見して、自治基本条例が行政を行っていく上でとても大切なんだということがよくわかりました。財源と権限が移譲されて、自由度も高まるということで、責任も伴うということですので、明確なルールをつくるということは、とても意義があることだと思います。そして、専門的なことはわかりませんが、私も総合的に網羅した形であるべきかなと思いました。それは主に行政をやっていく上で参考にするべき基本的なルールと書いてあったので、全くそのとおりだと思うんですが、市民も第3の参加者として責任を伴うということですので、市民の理解を得ることも、とても大切なんだと思います。ですので、制定する中で、市民の意見を取り入れるというのは、武蔵野市はずっとやってきていることですが、引き続きそういう形でやっていただけたらと思います。

あと、財源に限られる中でサービスも考えなくてはいけないということは、市民にとっては、今までとちょっと違うのかなという印象を持つ面もあります。一緒に、どういうのが必要なかなと考えていく上でも、市民参加が大切かなと思っていますので、わかりやすい条例になったらいいなと思います。例えば、中学生が読んでわかるのか、これは自分の、このことに関係しているのかなと想像できるような、難しくないのができるといいなと漠然と思っています。以上です。

【C委員】 私は2点あります。先ほど来、出ているとおり、市民もまちづくりの課題に対して担っていく役割を持っていると思っています。

すごく具体的な話になってしまうのですが、私が住んでいるのは吉祥寺北町で、大雨が降ったときに浸水することもあるエリアです。昨年も8月に浸水をしました。原因は幾つかあったかと思うのですが、その大きな理由の1つは落ち葉だったかなと思っています。落ち葉というのは、市のほうで、行政側が掃除をするということではなく、やはり私を含めた地域住民、

その近隣の住民で、常日ごろから清掃をしていれば、同じような状況にはならなかったのではないか。そのときに、市民の立場として、少しずつでもまちにかかわっていくことの重要性を知ったのです。そういった意味からも、やはり市民もまちづくりの担い手になっている、地域課題の解決の担い手になり得るということを意識的にこの条文に盛り込めるといいのかなと思いました。

それから、先ほど市長もおっしゃっていたとおり、やはり制定することが目的ではないということと、実際に私がもともと住んでいた三鷹市でもできておりますけれども、どう運用されていて、どれぐらい市民にとって身近に感じているのかというのは、いまいわからない部分もあります。なので、先ほどおっしゃっていたように、市民にとってもわかりやすいというところは重要ではないかなと。できた後も、しっかりと運用されているといいますか、市民にとって、この自治基本条例があって、今こういうふうに市政は行われているんだと、感覚としてもわかるような、そんな条例にできたらいいのかなと思っております。

【D委員】 先ほどの経緯の中でもございましたけれども、今まで執行部と、この議論を何年も続けてまいりました。自治基本条例そのものだけ取り上げると、実は今まで、一般論的には相当いろんなところで政治的イデオロギー論争の材料にされてきたところもあります。私は今回臨むに当たって、そういうことには絶対ならないような議論にしたい、まずはそのように思っています。それが第1点です。

2点目としては、二代表制という話が先ほどから出ておりますが、執行部と、議決権を持つ議会と。我々は今、骨子のお話をするわけですが、しかしそれがやがて条例化されて、議会にかけられるわけです。その議会にかけられるものを、二代表の一翼である議会が参加をしていいのかという議論も随分してきました。これが相当議論になったのですけれども、結局は今、議会基本条例制定の議論をしておりますし、そことの整合性もとっていかなくてはならない。先ほど、これを盛り込むことに合意はとれていないということでありました。確かにそういった議論はしていません。しかし、我々がこれから議会で議論をする議会基本条例と、総合型である、議会も含めた自治基本条例が全く違うものであるわけがないわけでありまして、これは当然、議会側の意見もそこにしっかりと反映させていただければ、そんなふうに思っています、こういう気持ちを持って臨んでいることが2点目であります。

3点目は、「市の政府」という言葉がこのイメージ図の中にありますが、先ほど市長から、市の政府の中でのルールづくりを明確化したいというご挨拶がございました。今、議会の中で、行政側の執行権に対して議会が介入し過ぎている面がないだろうかという問題提起がされています。これも、実はルールがないからこういうことになっていることも原因として多々あるのかな、そんなふうに思っております、この自治基本条例骨子案を議論するに当たって、そういった執行部と議会とのルールづくり、お互い、いい形で市民サービスができるような形がくれたらな、そのように思っています。

4点目は、先ほど来お話が出ていますように、みんなが使いやすい条例に結びつけていかなくてはならないだろうなと思っております。わかりやすさはもちろんなんですけれども、いろん

な解釈ができるような理念型の条例ではいけないのだろうな。やはり市民の方、議会として、行政の方が見れば一定方向性ができるような、そういった骨子案がぜひできればいいな、そんなふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【E委員】 議会全体の話は今、D委員のほうから出ましたので、個人的な部分になるのかもしれないけれども、今、都政のことが非常に大きくクローズアップされていて、その中では結局、いつ、誰が、どこで決めたんだということが見えない。都政の問題であれば、東京都民ということになるのでしょうかけれども、市政全般に関連しても、いつ、どこで決まったんですかというのは見えづらい部分がある。決める段階で市民にも、もっと教えてもらいたかった、そういう意見が非常に多く聞かれるところなんです。

先ほど議会基本条例の話もありましたけれども、議員の活動は見えるんだけど、議会がどうしているのかがわからない、そういう意見が多数ありまして、そういった中で一定程度、議会もこういう役割の中で活動しているといったことを、もっと見えやすくしなければいけないのではないか。そういったところから、議会基本条例をという話も今、進んでいるわけです。

同じようなことが、市政全般についても言えるのではないのかなと思っています。そういった中では、市民がどういう形で参加できるのか、また、市民の意見、いわゆる大多数の意見は反映されるにしても、少数の意見がどうやって反映されるのか。往々にしてその反対の意見というのは、非常に大きくクローズアップされるんだけど、賛成の意見は余り出てこないというか、賛成の中にもいろんな賛成をする方々がいて、消極的賛成もあれば、積極的賛成もある。いろんな方々がいろんな意見を持っている中で、それがどういう形で反映されていくのか。そのプロセスがいまいち不透明だ。そういったところに政治に対する不透明さみたいなものが出てきているのかなと。

武蔵野市は、これまで市民参加が非常に強く根づいている、そういう伝統的なまちでございますし、一定程度の市民参加というのは、歴史的にも担保されてきたのかな。ただ、それがルール化されていないがゆえに、余り普遍性を持ったものにはなっていないのかな。そのときそのときの状況で、少しずつ変化を見せながら、市民参加が実現してきたのかな。そういったものをどういう形でルール化していくかというのが、今後の1つの大きな課題になるのかなと考えています。そういったところをまた議論させていただきながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【F委員】 今、お2人のお話をいただきましたが、やはり武蔵野市で総合型の条例を目指して、議会と私たちが意見交換を重ねてきたということは、ある意味武蔵野らしさといえますか、ほかに自慢できるようなことではないかなと、これまでの経過についてはそう思っております。

自治体運営の基本ルールを明文化して、条例という形でつくってこういう取り組みは、その結果としてできた条例が、行政への市民参加を一層促進していく、こういう役割を期待するというのも当然ですけれども、それと同時に、条例をつくり上げていく過程で市民の皆さんの中で住民自治について考えていくといえますか、住民自治のあり方の議論を深めていく、そ

ういう効果も非常に大きいのではないかなと考えております。したがって、今回、きょうからスタートしたこの懇談会によって、あるいは私ども市の行政が単独で、市民の中での自治基本条例についての議論の掘り起こし、そういう取り組みが今、必要なんじゃないかなと思うところです。この条例の中では、これまでの議会との議論でも、議会と市長の関係あるいはルールを明文化が一番大事だろうと。そこからスタートしているわけですが、それにとどまらず、市民と議会、あるいは市民と市長との関係についてのわかりやすいルールを明文化していくことが大事だろうと考えております。

本市の場合には、長期計画条例を制定いたしまして、ご案内のように、現在は第五期長期計画・調整計画に基づいて動いておりますが、こういう長期計画条例と、今後私どもが考えていく自治基本条例（仮称）との関係についても、どうしていくのか。こちら辺も1つの課題になるんだろうな、ある意味、武蔵野らしさだろうと考えております。

最後に、これはちょっと難しいかもしれないのですが、武蔵野市らしさという点では、私は住民自治を模索していく1つの拠点としてのコミュニティセンターですとかコミュニティ協議会の取り組みとか、そういう武蔵野らしさが、今後追求していきたい自治基本条例の中に何らかの形で位置づけられるといいなと。具体的なイメージはそれ以上ありませんが、今はそんなことを考えているところでございます。

【G委員】 自治基本条例は、自治でありますので、大きく言って、自治には自治体の独立性と市民の参政権。参政権というのは非常に古い言葉かなと考えておりますけれども、それが大きな要素だと思っております。

この自治基本条例で私どもが目指したいのは、市民の参政権の問題をきちんと位置づけていくことだと私は思っております。市長選挙あるいは議員選挙は、あくまで人を選ぶということで、政策的には択一のものしか選べない。そうすると、その後の施策において、市民の意見を反映する機会が失われていることは当然あると思っておりますので、それをどう補完するか。市長選挙あるいは議員選挙の意思を補完するような方法をしっかりやっつけていかなきゃいけないと思っております。

ただ、自分で課題と考えておりますのは、市民参加の方法は一律ではないということです。例えば、どういう場面で、どういう重要性においてはこういう市民参加をとるというように、市民参加といっても必ずこれを一律でやる、そういう話ではない。それを、どういう場合にはどういう市民参加をやるのかということを中心に定義していかなきゃいけないかなと思っております。

2点目として、市役所対市民ということになれば、市民というのは1つなのですが、市民というのは、我々も現実を感じておりますが、同じ意見ではない。市民の中にもさまざまな意見がある。また、対立する意見もある。この市民という1つの枠組みの中の異なる意見をどのように政策形成に反映していくのか。ここが大きなポイントになるのかなと思っております。

そのほかにも、お話がありましたように、この条例の実効性を持たせるためには、どのような視点が必要なのか。あるいは、これは行政側に対する義務づけとして設けるべきなのか、市

民の権利として設けるべきなのか。幾つかの課題点はあると思っておりますけれども、これをぜひ議論を通じて整理していきたいと思っています。

【副座長】 私は、学者と実務家のちょうど中間の位置づけでありまして、その視点から、この自治基本条例の懇談会の委員に参加した者として具体的な考え方を何点か述べさせていただきます。

まず、条例は誰のものなのか。こういうことになると、これは明らかに住民のものです。したがって、一旦決めたら、これは行政あるいは議会も、決まった内容に従わなければいけない。条例による行政の原理、法律による行政の原理が当然のことだと思います。そういう視点からいきますと、一旦決まったものは住民の財産です。その財産に基づいて、議員さんも議会も、それに縛られるということです。したがって、これについては、自治基本条例は何かといったら、最大の行政改革であり、最大の議会改革なんです。この視点から、この懇談会の中でも意見を主張していきたいということです。

一般的な条例あるいは法律というのは、具体的には、いつ、どこで、誰が、何を、どうして、どういう方法で、いわゆる5W1Hを規定しているのが原則なんです。これは手続を決めているものなのです。この手続を、一旦決めれば誰でも平等、住民も平等に適用して解釈する。これが条例あるいは法律の基本的な制定目的ということになるわけですがけれども、これをぜひ踏まえて議論し、一般の条例と、自治基本条例の基本とは何かということをもう一度考えていきたいと思っています。

自治基本条例の基本ということの今までの学会での議論とか制定の流れを見ますと、2つあります。最高規範として位置づけるのか、あるいは解釈基準として位置づけるのか。こういう2つの大きな流れを含めながら議論していったら、いずれにしても私の個人的な考え方ですけれども、議会の参加なくして自治基本条例はないという説を私はとっておりますので、したがって、行政改革だけでなく、最大の議会改革なんだ、こういうことを個別具体的な条文の中でもきちんと証明をしていながら、頭の中に想定していながら、懇談会で議論していったらいいなと思っています。

以上です。

【座長】 それでは、最後に私も意見を述べさせていただきたいと思いますが、今回の懇談会を設置するので委員の1人に加わってほしいという要請を武蔵野市の事務当局から受けましたときに、ウーンとちょっと思ったのです。武蔵野が、この時点で自治基本条例を考えていこうというのは大変に意義深いことで、私もそれに協力できるのであれば、やっぱり協力したいなと思うようになった第1の理由は、武蔵野市の長期計画・調整計画の伝統です。

私自身は、最初の長期計画がつくられたときには、委員に加わっていなかったのです。当時は、3年ごとにローリングして、新しい調整計画をつくるということになってはいたんですけど、第一期長期計画の第一次調整計画にも、私は委員としては加わっていません。ただ、そのときから地域生活環境指標というものを必ずつくろうということになって、その地域生活環境指標

をつくる分科会というものが策定委員会の中にできたのですけれども、その分科会の一メンバーとして私に加われと言われて、第一次調整計画のときはそのことだけに参加したといういきさつです。

第一期長期計画の第二次調整計画のときに私は策定委員会の委員の1人に任命されたので、それ以来20年近くかかわり続けたのですけれども、私はいまだに武蔵野の長期計画のつくり方、調整計画の仕組み等々、この計画の策定のやり方は、全国随一の、いいやり方なのではないかと思っていますのです。当時から自治省、今日の総務省が、全市町村に対して推奨していた、ある計画のつくり方、マニュアルがあるわけですが、そのマニュアルとは、武蔵野はいろいろな面で違うやり方をしているのです。武蔵野のやってきたことのほうが、はるかにいいやり方だと私は確信をしております。総務省、旧自治省のマニュアルのほうが、考え抜かれていないと思っている次第です。

それが市民参加に従って、いろいろ大変だったんですけど、今まで続けられてきた。私に加わり出したのが後藤市長時代で、その次の藤元市長時代から土屋市長時代になり、今日の邑上市長時代になっているわけです。そういう色分けが適当かどうかわかりませんが、後藤喜八郎時代、藤元時代というのは革新市長時代と言われたわけです。それが、土屋氏が劇的な選挙戦で勝利をおさめまして、保守市政になったのではないのでしょうかね。これより行財政の大改革が行われた。そして、今の邑上市政は何市政と言うべきなのかよくわかりませんが、またちょっと変わっていらっしゃる。市長自身は変化しているわけです。政党的な立場からいっても、少し違う人が政権交代をしていらっしゃるわけですが、この計画の方式は、基本的に代々の市長によって受け継がれている。今日まで続いてきたということはものすごく素晴らしいことだと思っているんです。

この伝統に立って、ここにあらわれたような計画の策定過程に培われた伝統を、市政の全般にわたって広げていく。それを基本ルールにしていくというのが、もう一段いろいろ考えるべきことじゃないかと思っております、今回の自治基本条例づくりがそういうこと的发展に役立つなら、非常に意義深いことだ。私の人生にとっては最後の仕事になるかもしれないと思っております、これはなかなかいいことだと思っていることが1つです。

2番目の理由は、事務局が今度のお話を持ってこられたときに、この懇談会には市議会からも2人の議員の方にお加わりいただき、そういう了解が議会との間にできているという話なんです。要するに、2人の副市長が入り、2人の議会の議員さんが入ってきて、ここで一緒に議論をする。その約束ができていうお話なので、自治基本条例というのは、市長と議会が両方の完全な合意のもとにつくられることが理想であるわけで、はじめから、土台からその協力関係ができるというのはめったにないことなんです。これが発展して、本当の意味での総合的な、議会と市民の関係のことも、市長と市民との関係のことも、市長と議会の間関係のことも、全て含めて基本的なルールが、2つの代表機関の両方で合意してつくれたら、全国的にあまり例のないものが初めてできるのじゃないか。それこそ武蔵野らしいことだと私は思っていて、それができそうな気配がちょっとあるので、これにかけてみようかと思ったのが第2の理由であります。

ただ、ここはなかなか難しい問題がありまして、先ほども自治基本条例の制定状況の話がありました。自治基本条例を制定しているのは現在のところ 352 という数です。ところが、議会基本条例のほうは 700 を超えている。数から言えば、議会のほうがよっぽど波及しているわけです。議会自身が議会のためにつくっている条例ですから、議会のほうが必死になってそういうことを全国的に努力し始めているということなのです。

この議会基本条例をつくったところの条文数は結構多くて、議会の運営等々についてかなり細かいことまで決めていらっしゃいます。それでは自治基本条例という名前で作ってきたものの中には、議会のことに触れていないかという、触れているものと、触れていないものがあります。議会のことに触れるのは恐れ多いので、議会は勝手に別にお考えくださいと、市長以下の行政部局、執行部機関の側についてのルールだけをつくって、とはいいいながら議会に審議して制定していただかなきゃ条例にならないものですから、議会の議決を得るのですけれども、執行機関のことだけについて定めていくという自治基本条例があります。これをあえて意識して、行政基本条例と名乗ったりしていらっしゃるところもあります。議会が外れている、立法は外されているという意味で、そういう名前を使っていられちゃうところもあります。

ところが、議会のことも触れているという自治基本条例のほうは数は多いと思うんです。でも、議会のことに余り詳しく触れているのはないです。大体概括的なことしか書かれていなくて、議会は余り縛っていないのです。縛ろうという原案で出すと、議会が修正しちゃうんです。議決されないのです。ですから、あまり議会のことには深く立ち入っていない自治基本条例が多いと思うんです。

そこで、武蔵野で総合型のものができれば理想だと言うんですけれども、ここはよほどよく考えなきゃいけないところで、一本の基本条例の中に、議会のことも市長のことも市民のことも全部書いてあります、そういう条例が本当にいいか。理想か。それとも、やっぱり議会に関することは、議会の自主性で考えてお決めになったほうが、いいものができるかもしれない。行政の執行機関側は執行機関側でかなり細かいところまで詰めて、2つが別の基本条例になったほうが、より詳細なものができるかもしれない。最後のことは、私は形式は余りこだわらないほうがいいと思うんです。理想としては一本になったほうがきれいかもしれませんが、最終的にどういう形がいいかは、おいおい考えていけばいいし、議会でもご議論になればいいのではないかなと思うんですが、最後の姿としては、議会のことも基本条例ができ、執行機関のことについてもちゃんと条例ができるということをとにかく目指していってみたいというのが、私の今のところのスタンスです。これから皆様とのご議論次第ということになります。

(5) 今後の進め方について

【座長】 さて、時間も残すところ 30 分弱ほどになっていますので、この後は次回以降、どう進めたらいいかという、もう少し具体的なことについて、ご意見を伺いたいと思います。議論すべきことは無数にありますけれども、どういうテーマからご議論いただいたらいいだろうか。そのためには、次回までに事務局やワーキンググループにどんな準備をしていただければいいのかということについて、次回の予定を立てたいと思いますが、何かご意見がございます

しょうか。

【副座長】 実際に今、青森県の町でやっている経験を踏まえまして言いますと、一番難しいのは、今、座長が言われたとおり、議会も含めるかどうかということです。したがって、統合型の条例なのか、行政型の条例なのか。あるいは、議会一本の議会基本条例なのか、それとも行政、議会統合型の条例、どちらがいいのか。流れ的には、一番最初に北海道のニセコ町が行政基本条例をつくったのです。その後、議会も含めて議会基本条例を入れて統合型になっているというのが、歴史的な流れです。今はどちらかというところ統合型になってきている。

そこで、委員としてのこのお二方がどの程度までの議会の代表として位置づけられているのかということ、まだ確認できていないんですけれども、一度議会の議会運営委員会なりで、この条例のスタイル、統合型なのか、議会一本でいくのか、こういうことをちょっと議論いただいて、それをもとに検討をしていく。これが流れ的には一番いいのかなということです。もし議会と行政と別々にするなら別々のやり方があるし、統合型にするなら統合型の検討があります。その点、正式な意思決定ではないのですけれども、このやり方というのは、西尾先生が言われたとおり、全国で初めてです。要するに、我々は地方自治法という附属機関です。首長に任命されたのです。だから、首長の附属機関として今、委員に出ているんです。議会として出席しているお二方も市長任命の委員です。だが、独立しての議会としての位置づけがありますから、したがって、これをどう調整するかということですが、いかがですか。

【D委員】 実はそこが今回、我々がここに参加するのに物すごく議会の中で議論したところでございまして、懇談会という名前が、ぎりぎりのラインだったというところがあるのです。最初、諮問機関としてお話がございました。でも、諮問機関になってしまいますと、完璧に今、天野先生が言われたとおり、我々は市長の諮問機関の中に入ってしまうことになりますので、もうちょっと緩やかな、懇談会形式で、最終的には条文をつくるのではなくて、骨子案というところに議会の意思も反映させよう。ここに書いてあるイメージ図は、我々が行政側と議論するに当たってずっと参考にしてきた組織図です。ただ、若干違ったのです。一番最初、市民は枠の外だったのです。しかし、議論している間に、そうじゃないだろうという話が行政側からありまして、やはり市民も含めた総合的な条例にしたいということがあり、議会としては、それはそうだということで、市民も中に入れた形になったのです。今の段階では、議会も、我々のあり方、市民と議会のあり方みたいなものをしっかりとつくっていかうということで、議会基本条例の作成を今、進めているところです。

しかし、このイメージ図にある議会と市長の「市の政府」をつくっていかうというのも、承認というわけではありませんが、イメージ図は議会で一定の合意がとれていると思います。統合型というなら統合型を目指しますが、議会には議会でもう少し、座長のおっしゃる細部にわたった議会の市民との関係や行政との関係を議論していきたいということです。

【E委員】 概要は今おっしゃったとおりです。我々がここに座るに当たっては、さまざま議

論はあったのですけれども、議会の意見をまとめてここに座るのか、それとも一個人としてここに座っているのか、その辺が非常に大きな問題になっていました。

現実的に、議会の意思を固めてここへ持ってくるとなると、当然それだけの時間もかけて、みんなで協議をして、それをここに持ってきて、議会はこういう考えですというのが1つの形なのかもしれませんけれども、実際はそこまでの時間をとれない部分もありますし、そういう意味では、今ちょうど議会基本条例も検討をしている。その中心である私と、議会全体をまとめているD委員で、ここに参加させていただいているという事情でございますので、全てが全て議会の意思というわけではないのですけれども、その辺は我々全部で26人おりますので、それぞれの考えもあると思っています。そういった意見も吸い上げながら、ここに参加させていただければと思っています。その中では当然、二律背反するような意見を持つてくることもあるかもしれませんけれども、それも1つのテーマとしてご議論いただければ、そんな考えでおりますので、お願いしたいと思っています。

【副座長】 この条例というのは、議会の項目を含める議会基本条例が結構重要な要素を占めてきまして、実は日本全国で混乱しているのが、議員活動なのか、議会活動なのか。これが余り区別されていないまま、要するに政務活動費だとかが問題になっている。議員活動費なのか議会活動費なのか区別されていない中で、ルールが決まっていなくて運営されているところに大きな混乱があるのではなかろうか。したがって、自治基本条例は、それらを決めて、議員活動、議会活動の基準をある程度示したらどうか。だから、私は先ほど議会改革だと言ったのです。こう言っちゃ失礼ですけども、議会で自治基本条例や議会基本条例をつくろうとなると、間違いなく「縛られるのは嫌だ」になるのです。したがって、ここでぜひ議会活動、議員活動について検討させていただきたいというのが我々の切なる願いということになるわけです。そういう面で、いかがですかとお伺いしたのです。ここでももちろん結論は出ないでしょうから、これらを踏まえながら、議会の中でね。次回までに結論というわけにはいきませんでしょうから、何回か議論を経た中で意見をまとめながら、我々にちょっと意見を聞かせていただけたらと思います。

議会基本条例は、今、結構遅れていて、全国的に見ますと、議員活動と議会活動が区別された条例は、私が見る限りは余りない。これが、もしかしたら武蔵野が初めて踏み込んだ条例になるかなというところです。

【座長】 議会をどう扱うかというのは、それくらい一番の大問題なので、最初に議論するといっても、議会のお2人もなかなか態度を決めがたい問題だと思うんです。やっぱりこの懇談会の最後には、そのことに決着をつけなくてはいけないと思うのですが、議会関係の方々にもお時間を与えて、まだ何カ月かありますから、徐々に徐々に議会でも議論していただいて、乗れるものなら乗っていただく、こういうことにしたいと思います。最後に集中的に議論しなきゃいけない一番の問題だと思うんです。それはよく念頭に置きながら、1番目には何から行きますか。ともかく事務局に何か資料をそろえてもらいたい第2回のテーマをどうぞ。

【副座長】 一番最初に言ったように、解釈基準なのか、最高規範性なのか。では、最高規範性というのは、具体的にどう考えたらいいか。幾つかの先進事例をピックアップしてもらって、この市はこういう最高規範としての条例があるとか、解釈基準にすぎない条例だとかを、具体的な例として挙げていただけないか。

それから、体系的に条文をつくる前に、前文があるのです。前文をつくるかどうかということも重要です。前文というのはどういうものがあるのか。そうすると、効率的にやるために、次回までに事務局で調べてもらいたいのは、従来の自治憲章だとか宣言を全部網羅して、何が根拠で、どういう告示方式をとっているか。法的な規制がどこにかかっているのか。根拠がどこにあるのか。これらを全部洗い出してもらおう。要するに宣言だとか憲章と、自治基本条例との位置づけを明確にしておいたほうがいいかなと思います。

【企画調整課長】 2点いただきました。まずは最高規範性について、どういうものなのか、解釈基準なり先例のようなものについて取りまとめをして、資料を作成するという事。もう1つは、体系として、前文のところ、これまでの宣言なり武蔵野市がやってきたこと、これがどのような形で決まって、どのように告示されてきたのかといったところの根拠も含めて、洗い出しをしていくという2点をいただいたということでよろしいでしょうか。

【A委員】 基本条例の制定に向けて10年かかっている状況の中で、過去に色々な経緯があり、議会と行政の関係がクローズアップされているというのは非常にわかるのですが、私の専攻が憲法ということもございまして、「自治体の憲法」と言われるような基本条例の考え方について、改めて思うところを二点、お話しさせていただければと思います。

今、ほかの自治体の基本条例の先例を参照するというお話がありました。先ほど座長がおっしゃったように、すでに「武蔵野市方式」との形で武蔵野市独自の手法が存在していて、自治省とか国政レベルをも凌駕するような優れた方式によって市政がなされていたとのことです。そのような歴史と経験と潜在力をもつ武蔵野市において、今回の基本条例の制定でも、まさに他の自治体よりもすばらしいものを構築できるかもしれないという可能性が秘められているのではないかと考えております。それが、前例を見てしまうことによって、それに囚われてしまい新機軸を打ち出せなくなりはないかと、若干、危惧されるということが、細かいレベルでは一点ございます。

二点目ですが、憲法というものは、国を縛るといいますか、個人と国との関係にあつて、個人が国を縛る、国という公権力によって個人の権利とか人権というものが制約されないためのルールをつくるという考え方になっています。これを仮に自治体レベルに落とすとすれば、公権力としては、自治体が行う行政の活動があります。さらに、議会が制定する条例があります。その条例によっての議会の活動、あるいはその条例に基づいた行政の活動によって、市民の権利や義務がマイナスの方向に変動することがないような形のルール作りという、憲法の考え方を反映させた基本条例という視点が必要かと思います。もちろん、「地方分権」とのこと

で対国政との視点からの自治体における議会と行政の関係ということも重要ですが、やはり「最初に市民ありき」で、市民の権利を守るとの観点から公権力である議会と行政を縛るという意味での基本条例という考え方は、決して忘れてはいけないのではないかということも感じましたので、一言、申し上げさせていただきました。

【座長】 A委員のご意見は、立憲主義の考え方に立つということですね。憲法は、国民の権利を縛るものではない。国の機関の議会、内閣、大臣、官僚等々を縛るものなんですよ。それを立憲主義という言葉で言うわけですが、自治基本条例を考えるときは、それと同じような考え方で考えるべきだと。大体のご理解はそうなっていると思うんです。違う意見があった場合は、次回以降、また述べていただきたいと思います。

それでは、大体次回の注文がわかったということになりますと、事務局は、今後の進め方に関する事で、この懇談会自身が試みるべき市民参加のあり方についてご紹介したいということでした。事務局のほうから、これまでやってきた武蔵野における市民参加のことと、我々の懇談会自身も、そういうことをやるとすれば、こんな方式があり得ますよということをご紹介いただきたいと思います。

【企画調整課長】 先ほどからお話にありました長期計画の策定において、これまでの検討として、市民参加・職員参加・議員参加という形で行ってきたものがございます。その中で特に市民参加ということで行ってきたことの代表的なところを簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず1つ目が、無作為抽出市民ワークショップというものでございまして、こちらは住民基本台帳から、通常 1000 人ほどの無作為抽出をして、実際にご参加いただくのは 100 名ぐらいを想定しているのですが、お集まりいただきまして、そのときのテーマに沿って自由に論じていただき、グループごとに意見をまとめてワークショップの最後に発表する。こちらについては、ふだん市政に余り関心のないような皆様にも参加いただいて、多様な意見をいただくとともに、今後の市政参加のきっかけの一助になることを目的としてやっているものでございます。

もう1つは、市民意見交換会です。長期計画の中では、討議要綱ですとか、計画案ができた段階で、それを公表するとともに、駅圏ごとに市民意見交換会を実施しています。これは、市民の方が自由に参加して発言することができるというもので、市民で構成される策定委員の皆様との意見交換ということを実施してきております。

あとは、パブリックコメント、これは既に広く行われていることですので、詳細は割愛させていただきますけれども、長期計画においても、討議要綱と計画案の2回について、パブリックコメントを実施しているところでございます。

この3つが主なものとして挙げられますけれども、長期計画の策定におきましては、あとは市民会議ですとか、関係団体意見交換会のようなものも行っております。市民会議というのは、公募市民、前回ですと、10 名を定員として、武蔵野市の将来に関することですとか、長期計

画の策定において議論すべき課題に関することを検討していただき、それを策定委員会の討議の参考とするための会議でございます。関係団体意見交換会というのは、分野ごとのさまざまな関係団体に、かなり多くありますけれどもご参加いただき、意見を聞くという場面を設定しているといったことがございます。これまで行ってきたものとして、そのようなものがございます。

【座長】 そうすると、無作為抽出市民によるワークショップのようなものをやるとか、ホームページで議事録も公開していきますので、それにご意見のある方は意見を出せるというパブリックコメントの方式を使うとか、市民意見交換会といったものが考えられるということです。この懇談会自身が新しい市民参加の方式を考え出したって構わないと思うのですが、いずれにしろ何回か議論を重ねて、ここの議論がだんだん固まってきたところでやったほうがいいと思います。もう少し先のことになると思いますので、どういうやり方があるか、皆さんもお考えおきいただきたいと思います。

それでは、きょうは時間がなくなってきましたので、今後の日程等について、事務局から連絡事項があれば、よろしくお願いいたします。

(第2回以降の日程調整がなされた。)

第2回懇談会	12月19日(月)	午後7時～	市役所412会議室
第3回懇談会	1月31日(火)	同上	場所未定
第4回懇談会	2月21日(火)	同上	場所未定

【座長】 では、次回はそういうことでございますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後9時 閉会